

外国人児童生徒等への日本語指導について

令和8年6月



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

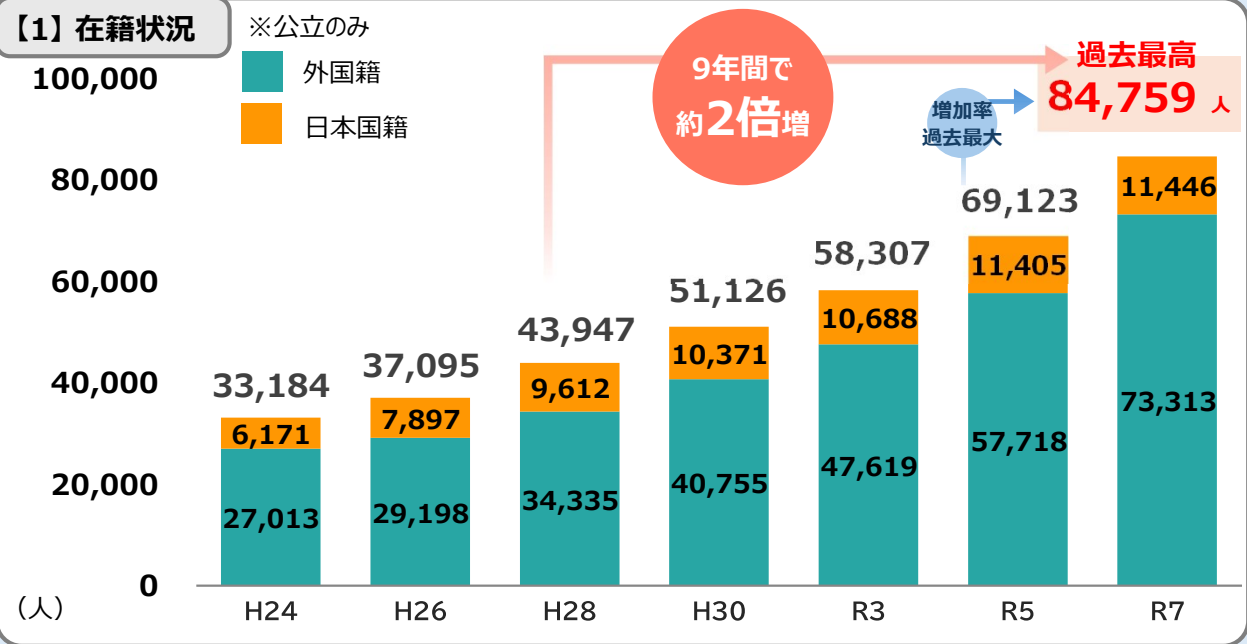
「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和7年度調査結果（概要）

調査の目的 小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の学校での在籍状況、指導・進路状況など、日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く実態を把握し、今後の施策に活用する。 ※本調査は平成3年度から開始し、現在は隔年度に実施。

調査対象 全都道府県、市町村教育委員会（特別区を含む。）【1,788】、国立大学附属学校、私立学校

調査時点 令和7年5月1日

主な調査結果 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の在籍人数は **過去最高の84,759人**。 ※国立：62人 私立：3,224人
 前回調査に比べ、日本語指導が必要な中学生の進学率は上昇し、高校生の中退率は減少。



【2】日本語指導状況 ※公立のみ

●特別な配慮に基づく指導状況

	特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒		特別な配慮に基づく指導を受けていない児童生徒	
	数 [人]	割合 [%]	数 [人]	割合 [%]
外国籍・日本国籍の計	75,060 (62,054)	88.6 (89.8)	9,699 (7,069)	11.4 (10.2)

※（ ）は令和5年度。
 ※特別な配慮に基づく指導とは、在籍学級や放課後を含む学校で何らかの日本語指導が行われていることを指す。

●「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の状況

	「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数		「特別の教育課程」による指導を行っている学校数	
	外国籍・日本国籍の計 [人]	割合 [%]	外国籍・日本国籍の計 [校]	割合 [%]
義務教育段階	52,725 (44,309)	76.4 (76.9)	9,439 (8,243)	68.7 (67.9)
高等学校段階	947 (245)	15.6 (5.6)	103 (46)	13.1 (6.6)

※（ ）は令和5年度。高等学校段階における「特別の教育課程」は令和5年度から制度導入。
 ※割合は、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数または特別な配慮に基づく指導を行っている学校数によるもの。

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数 ※公立のみ

	1人以上在籍する学校数	うち5人以上在籍する学校数	うち100人以上在籍する学校数
令和7年度	12,668校 【39%】	4,329校	28校
令和5年度	11,123校 【34%】	3,438校	17校

※【 】は全数における割合。[令和7年度:32,122校/令和5年度:32,573校(学校基本調査・公立学校数)]

【4】支援者の配置状況 ※公立のみ

●日本語指導の支援者：8,706人 ※令和5年度：7,837人
 ●母語支援員：7,301人 ※令和5年度：6,266人

【3】進路状況等 ※公立のみ ※調査時点:令和6年度末

	中学生の高校等進学率	高校生の大学等進学率	高校生の中退率
日本語指導が必要な児童生徒の状況	91.5% (90.3%)	41.2% (46.6%)	6.4% (7.7%)
全中学生等・全高校生等	98.9% (99.0%)	75.0% (75.0%)	—

【5】ICTの活用状況

	総数	地方公共団体数（左の内訳）		
		活用している	検討中	活用していない
令和7年度	1,148	758 66.0%	88 7.7%	302 26.3%
令和5年度	1,080	657 60.8%	56 5.2%	367 34.0%

※公立学校での日本語指導におけるICT端末等の活用状況
 ※日本語指導が必要な児童生徒が在籍する地方公共団体数が総数

現状と課題

- ◆ 日本語指導が必要な児童生徒数が急増（過去9年で約2倍の8.5万人） ◆ 不就学の可能性のある子供の数も依然として多い（9千人）。
- ◆ 日本語指導が必要だが特別な配慮に基づく指導を受けていない児童生徒も約1万人おり、学力への影響が懸念。
- ◆ 全国的に集住化・散在化が一層進行するとともに、支援が必要な児童生徒の母語も多言語化。
- ◆ 日本語指導に係る人材確保・支援体制・ノウハウの蓄積などの面で自治体間格差も存在。

基本的な考え方

- ◆ 集中して日本語を学ぶ環境の整備や、学校への円滑な接続・教師の負担軽減のため、初期指導（プレクラス）を抜本的に強化。
- ◆ 国が効果的・効率的な指導内容・方法に関するガイドラインを提示するなど、学校現場をきめ細かに支援。
- ◆ 学校の指導体制の一層の充実に加え、広域で学校現場を支える体制構築を目指す。（例：都道府県が知見を集約、多様な主体と連携）
- ◆ 国籍やルーツに関わらず、全ての児童生徒の強みに着目し、教育の質を保証する視点を重視。

主な取組

小学校就学前・来日直後の取組

※本報告書における「プレクラス」は、来日直後等の学齢期の児童生徒が学校生活や教科学習等に移行していくために必要な初期の日本語等を学ぶ取組

- ・ 初期日本語指導教室（プレクラス）のモデルをつくり、全国展開を図る ※論点例：体制、期間、教材、通学方法等
- ・ 幼児教育施設での指導の工夫や、保護者も含めた地域日本語教室への参加、小学校への引継ぎを推進

指導内容の深化・充実

- ・ 特別の教育課程だけでなく在籍学級を通じ、必要な資質・能力を育成するという基本的な考え方を、次期学習指導要領等で明示
- ・ 日本語指導のガイドラインの策定により、指導の具体を提示
- ・ 生成AIの利活用による多言語対応や、散在地域等でのオンラインの活用等の効果的な方法の提示

指導体制の確保・充実

- ・ 日本語指導補助者等の配置に関する 地方自治体の取組への支援の強化
- ・ 登録日本語教員等の積極的な活用（特別非常勤講師や日本語指導補助者としての活用等を含めて検討）
- ・ 日本語指導体制に関する基本的なモデルづくり
- ・ 散在地域等が好事例を学び合うため、広域でのネットワークを構築

教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修

- ・ 教員養成段階で、外国人児童生徒等への指導に関する事項の充実を検討（中教審教員養成部会）
- ・ 採用において、日本語指導の専門性を有する者の採用促進（加点するなどの好事例の普及）
- ・ 地域の日本語指導のリーダーを養成するため、教職員支援機構等の研修を強化（オンデマンド化等）

外国人児童生徒等の進学・就職機会の確保

- ・ 高校入学者選抜における特別定員枠の設定や受検での配慮を収集・周知
- ・ キャリア教育実践ガイド（R7作成）のキャリア教育・支援の方法や事例を普及

①指導者について

- 特別の教育課程における日本語指導において、登録日本語教員等の必ずしも教員免許を有しない者が、教師の関与の下であることを前提に、**単独で特別の教育課程の一部を指導できるよう、方策を検討する。**

②実施場所について

- 特別の教育課程は、あくまで学校が編成する教育課程の一部であるため、学校で実施することが原則であるが、現行制度においても、学校内に日本語指導を行う場所を設けることが困難な場合など、やむを得ない事情がある場合に、
 - ・**地方公共団体又は学校設置者が管理・運営する施設**であること
 - ・学校設置者が日本語指導を行う教室の運営について、**運営要綱等で定めていること**等の要件を満たせば、**学校外の施設で特別の教育課程を実施することは可能**である。
- そのため、**各自治体・学校設置者において**、特別の教育課程における日本語指導を実施したい場所の運営要綱等を定めることなどにより、当該施設を**適切に管理・運営していると判断した上で実施することは、現行制度でも可能**である。

③実施主体について

- 特別の教育課程は、あくまで学校が編成する教育課程の一部であり、教育課程全体の一部に替えることができる制度であるため、
 - ・対象児童生徒の必要な資質・能力を、日本語指導以外も含めた学校の教育課程全体を通じて育成する必要があること
 - ・学級担任、教科担当教員など、特別の教育課程以外を担う学校の教員等とのしっかりした連携が必要であること
 - ・指導計画を、対象児童生徒が在学する校長の責任の下で作成する必要があること等を踏まえれば、**日本語指導以外も含めた教育の質を担保するため、教育課程の実施主体は学校である必要がある。**
- 一方で、日本語指導が必要な児童生徒が急増し、集住化・散在化・母語の多様化が一層進行している中で、**学校の特別の教育課程のみで日本語指導に取り組むのではなく、学校現場を支える体制の構築が必要**である。
- このため、**学校外も含めた初期日本語指導教室（プレクラス）のモデル作り・全国展開や、保護者も含めた地域日本語教室への参加の推進等**により、学校だけにとどまらない日本語指導の充実に取り組む。

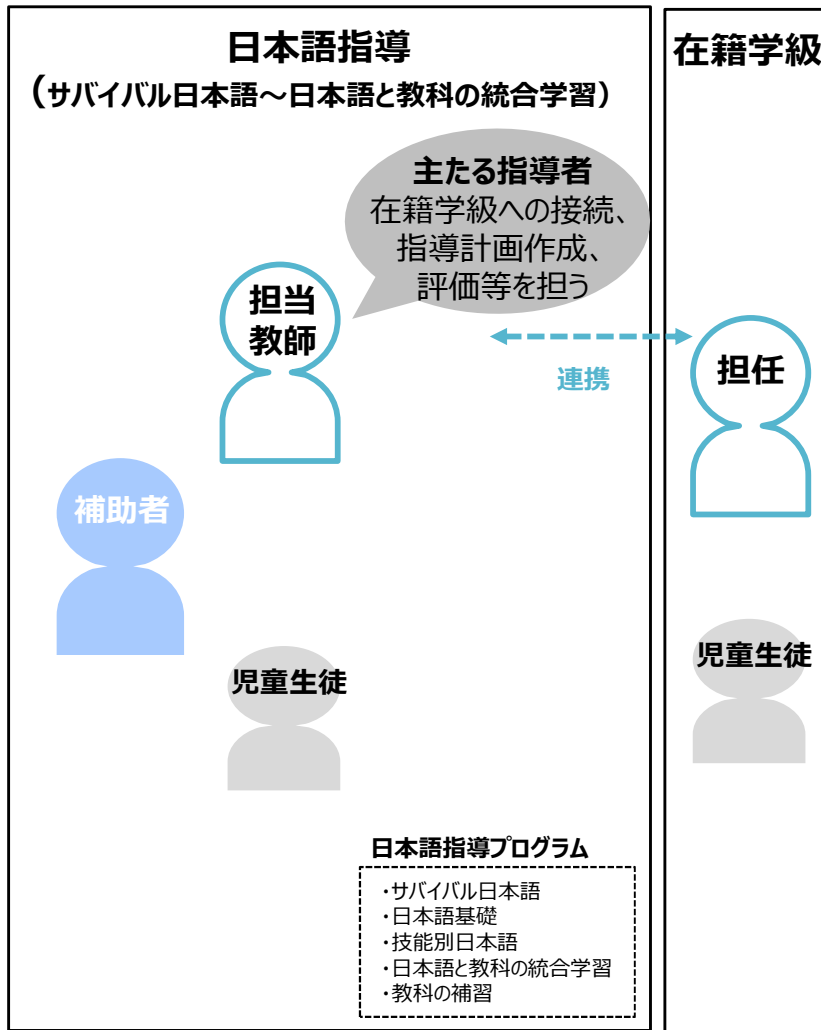
登録日本語教員等の活用による「特別の教育課程」の改善

- 外国人児童生徒等への日本語指導の質の向上と、学校現場の負担軽減の両立が必要。
- 現行の「特別の教育課程」は、教師と日本語指導補助者のうち、教師が、主たる指導者として指導の中心を担っている。
- 教師が教科指導に注力できるよう、「サバイバル日本語」等の初期の指導を、**登録日本語教員の活用**で対応するべく、予算と制度の両面で強化。(併せて、プレクラスを抜本強化)

※「特別の教育課程」の一部について、登録日本語教員などの教員免許を有しない者が、教師の関与の下で指導できるような方策を検討（特別非常勤講師制度等の活用についても要検討）。

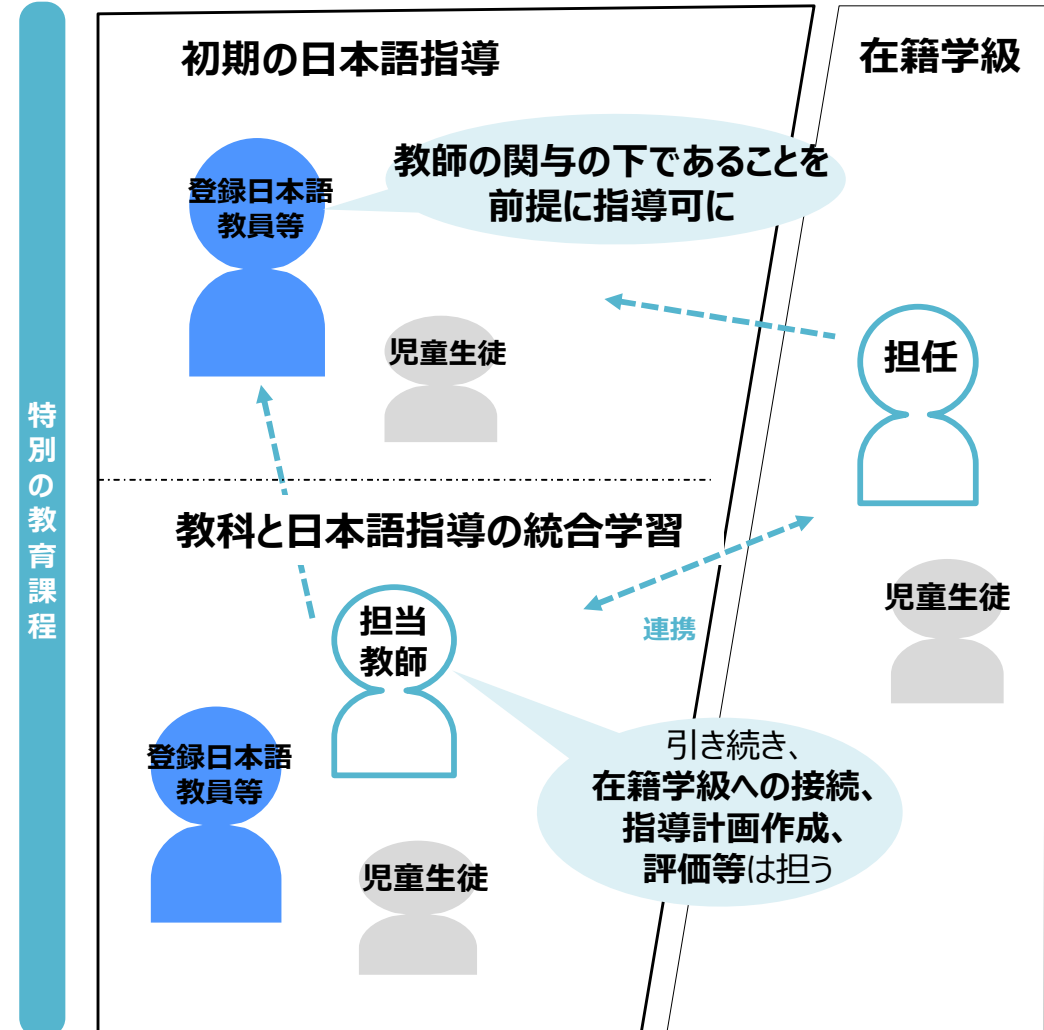
現状（イメージ）

教師の負担大



今後（イメージ）

質の向上 & 教師の負担軽減



「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(25文科初第928号 平成26年1月14日付け)

3 特別の教育課程の指導の形態及び場所について

- (1) 日本語指導は、複数校への巡回による指導も含め児童生徒の在学する学校において行うことを原則とするが、指導者の確保が困難である場合等は、他の学校における指導が認められること。
- (2) 他の学校において日本語指導を行う場合は、当該指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者の定めに従い、児童生徒の在学する学校及び日本語指導を行う学校が連携しながら、適切に行うこととする。
その際、当該児童生徒の特別の教育課程は、児童生徒の在学する学校が責任をもって編成すること。また、他の学校の児童生徒に対し日本語指導を行う学校にあっては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、日本語指導の記録を作成・管理し、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。
- (3) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者は、当該児童生徒が他の設置者の設置する学校において日本語指導を受ける場合には、当該児童生徒の教育について、あらかじめ日本語指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うこと。(略)

施行通知Q&A

Q26 「特別の教育課程」による日本語指導を行う教室を、学校外の施設に設けることはできるでしょうか。

A

Q25で述べたように、対象児童生徒の在学する学校において行うことが原則です。しかしながら、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により、学校内に日本語指導を行う場所を設けることが困難な場合など、やむを得ない事情がある場合には、次の要件を満たす場合に限り、学校外の施設において日本語指導を行うことも認められます。

- 1、地方公共団体又は学校設置者が管理・運営する施設であること。
- 2、学校設置者が日本語指導を行う教室の運営について、運営要綱等で定めていること。
- 3、特別の教育課程は、児童生徒の在学する学校の校長の責任の下に編成し、それをもとに教員が指導を行うこと。
- 4、児童生徒の在学する学校、学校設置者、保護者と十分に連携協力を図ること。

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日）の概要 <日本語教育関連>

外国人との秩序ある共生社会の実現について（内閣総理大臣指示）（令和7年11月4日）

二 第一に、既存のルールへの遵守・各種制度の適正化について

・在留外国人（成人・子供）への日本語教育の充実

五 各閣僚におかれては、実施可能な施策は順次実施いただき、有識者会議における御議論も踏まえ、来年一月を目途に当会議で改訂予定の「総合的対応策」において、基本的な考え方や取組の方向性をお示しできるよう、スピード感を持って検討を進めていただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

I 基本的な考え方

- ・一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不公正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- ・入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- ・その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールへの遵守・各種制度の適正化に向けた取組

2 外国人制度の適正化等について

(3) 日本語教育の充実

ア 来日前の日本語教育

- 育成就労制度の開始に向け、現地における日本語教育カリキュラム・教材開発支援、日本語教師の育成等、海外の日本語教育活動を支援

イ 大人（労働者）に対する日本語教育

- 育成就労制度における日本語講習モデルカリキュラムの開発・普及促進
- 監理支援機関や育成就労実施者において認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語講習が円滑に行われるよう運用

ウ 大人（生活者）に対する日本語教育

- オンライン日本語学習教材の充実、地方公共団体による地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援の拡充
- 地域日本語教育に関するガイドラインの作成等を検討

エ こどもに対する日本語教育

- 「プレスクール（仮称）」（初期支援）の方策の検討、ICTや生成AIの活用も含めた指導内容・方法等のガイドラインの提示、日本語指導補助者等への支援の拡充、地方公共団体への財政支援等の拡充

オ 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上

- 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む）が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するためのプログラムなど、留学生の受入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策の検討と登録日本語教員の処遇改善の推進

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

1 日本語教育の充実（前掲）

4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(1) 「乳幼児期」・「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人児童生徒の指導に必要な知識・技能を効率的に習得できる研修動画を『かすたねっと』等で配信・周知し、教員の資質向上を図る

(2) 「育壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の周知・普及